

平成24年5月11日

第2384号

毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

告 示

- 中核的支援機関の名称変更の公表（256・地域産業振興課）……………1
- 平成24年度家畜商講習会の実施（257・中央家畜保健衛生所）……………1
- 基本測量実施の通知（258・建設政策課）……………2
- 都市計画の変更による送付図書の縦覧（259・都市計画課）……………2
- 開発行為に関する工事の完了（260・由利地域振興局建設部）……………2
- 建設業の許可の取り消し（261・仙北地域振興局総務企画部）……………3

公 告

- 大規模小売店舗の新設に関する届出（商業貿易課）……………3
- 土地改良区の定款変更の認可（秋田地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（由利地域振興局農林部）……………4
- 土地改良区の定款変更の認可（平鹿地域振興局農林部）……………5
- 特定調達契約に係る随意契約の相手方の決定（警察本部会計課）……………5
- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（警察本部会計課）……………6

告 示

秋田県告示第256号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第26条第5項の規定により、中核的支援機関より届出があったので、同条第6項の規定に基づき、公表する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 届出の内容
名称の変更
- 2 変更前の名称
財団法人あきた企業活性化センター
- 3 変更後の名称
公益財団法人あきた企業活性化センター

秋田県告示第257号

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、次のとおり平成24年度家畜商講習会を実施するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2第1項の規定に基づき、公示する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 講習会の日時及び場所
 - (1) 日時
平成24年7月31日（火）から8月1日（水）
午前9時から午後5時まで（受付開始時刻は午前8時30分）
 - (2) 場所
秋田市寺内蛭根一丁目15番5号 秋田県中央家畜保健衛生所
- 2 講習会の内容
 - (1) 家畜の取引に関する法令
 - (2) 家畜の品種及び特徴
 - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病
- 3 受講対象者

昭和37年4月1日以後に行われた家畜商法の規定による講習会を受講し、修了証明書の交付を受けている者以外の者で、今後家畜の取引を営もうとする者であること。

4 受講申込書の受付

(1) 期間

日曜日及び土曜日を除き、平成24年6月26日(火)から7月24日(火)までの午前8時30分から午後5時まで

(2) 場所

住所地を管轄する家畜保健衛生所

住所地が県外の者は、秋田県中央家畜保健衛生所

5 講習手数料

(1) 金額 3,400円

(2) 納付方法 受講申込書提出の際、秋田県証紙により納付すること。

6 その他

(1) 家畜商講習会受講申込書の様式については、秋田県内の各地域振興局農林部及び各家畜保健衛生所並びに各市役所及び各町村役場に問い合わせること。

(2) 講習会の受講者は、講習会の当日、印鑑及び筆記用具を持参すること。

(3) 講習の詳細については秋田県中央家畜保健衛生所 総務・衛生指導班(電話018-864-0401)に問い合わせること。

秋田県告示第258号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、次のとおり国土交通省国土地理院長から基本測量実施の通知があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 作業の種類

基本測量(基本重力測量)

2 作業を行う地域

秋田市

3 作業を行う期間

平成24年5月25日から平成25年2月28日まで

秋田県告示第259号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、横手市長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号)第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 縦覧に供すべき図書

横手都市計画道路(3・4・107号八幡根岸線、3・5・110号城山線、3・5・112号西前郷線、3・5・205号大町線、3・5・307号腕越線、3・5・308号本町通線、3・5・405号北通線、3・5・406号本町線、3・5・407号土肥館線、3・5・408号学校通線、3・6・115号横手駅西西通り線、3・6・309号曙町線、3・6・310号北浦線、3・6・311号植田線、3・6・312号十文字駅前通線、3・6・313号十文字駅北線、3・6・314号十文字駅東線及び7・6・101号羽黒清水沢線)の変更の総括図、計画図及び計画書

2 縦覧場所

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課

秋田県告示第260号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定により平成24年1月20日付け指令由建一1676で許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐竹 敬久

1 開発許可を受けた者の住所及び氏名

秋田市土崎港北六丁目1番30号

生活協同組合コープあきた

理事長 大川 功

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
由利本荘市大浦字家後122番4及び136番9

秋田県告示第261号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、次のとおり建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 処分をした年月日
平成24年4月25日
- 2 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地、代表者の氏名及び許可番号
佐々勇工務店
大仙市土川字心像西野26番地4
佐々木 勇一郎
秋田県知事許可（般-20）第60318号
- 3 処分の内容
とび・土工工事業に係る一般建設業許可の取り消し
- 4 処分の原因となった事実
平成24年4月25日付けでとび・土工工事業に係る廃業等の届出があった。
このことが建設業法第29条第1項第4号に該当する。

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づく大規模小売店舗の新設に関する届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、関係書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する場合は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに県に対し意見書を提出し、これを述べることができる。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 届出事項の概要
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳 智史
大仙市川目字町東33番地
 - (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
グランマート本荘石脇店
由利本荘市石脇字田尻野2番4 外9筆
 - (3) 小売業を行う者の名称及び住所
株式会社タカヤナギ 代表取締役 高柳 智史
大仙市川目字町東33番地
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成25年1月7日
 - (5) 店舗面積の合計
1,333.65平方メートル
 - (6) 駐車場の収容台数
125台
 - (7) 駐輪場の収容台数
40台
 - (8) 荷さばき施設の面積
37.50平方メートル
 - (9) 廃棄物等の保管施設の容量
42.75立法メートル
 - (10) 小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

- (1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時45分から午後11時15分まで
- (2) 駐車場の自動車の出入口の数
2か所
- (3) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

平成24年5月1日

3 関係書類の縦覧場所及び期間

- (1) 縦覧場所
県庁本庁舎1階 県政情報資料室
由利本荘市役所 商工観光部 商工振興課
- (2) 縦覧期間
平成24年5月11日から同年9月11日まで

4 意見書の提出先

秋田市山王三丁目1番1号 秋田県産業労働部商業貿易課

5 意見書に添付する書面に記載すべき事項

- (1) 意見を述べる者の氏名及び住所
- (2) 意見の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見を述べる理由

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、男鹿市福川土地改良区から申請のあった定款変更について、平成24年5月2日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、由利本荘市滝沢堰土地改良区から次のとおり役員
の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 退任理事の住所及び氏名

由利本荘市川西字新屋敷88番地	板 垣 繁
〃 前郷字前郷158番地	三 浦 隆 夫
〃 吉沢字赤飯沢117番地	佐 藤 吉 彦
〃 曲沢字曲沢55番地	榎 本 肇
〃 山本字山本151番地	伊 藤 孝 和
〃 久保田字久保田22番地	木 村 聖 一
〃 前郷字前郷219番地	相 田 勝 弘
〃 森子字八乙女下93番地	三 浦 守 夫
〃 飯沢字山岸35番地	庄 司 和 夫

2 就任理事の住所及び氏名

由利本荘市川西字新屋敷88番地	板 垣 繁
〃 前郷字前郷219番地	相 田 勝 弘
〃 〃 字前郷140番地2	原 田 清 孝
〃 山本字山本151番地	伊 藤 孝 和
〃 曲沢字曲沢4番地	高 橋 昭 幸
〃 吉沢字吉沢前田30番地	佐 藤 文 幸
〃 飯沢字山岸35番地	庄 司 和 夫
〃 森子字八乙女下93番地	三 浦 守 夫
〃 久保田字久保田22番地	木 村 聖 一

3 退任監事の住所及び氏名

由利本荘市川西字奉行免65番地	村 上 三 敏
-----------------	---------

- 由利本荘市前郷字前郷140番地2 原 田 清 孝
 〃 新上条字新上条60番地 佐 藤 俊 幸
- 4 就任監事の住所及び氏名
- 由利本荘市川西字奉行免65番地 村 上 三 敏
 〃 前郷字前郷160番地1 尾留川 正 道
 〃 新上条字新上条53番地 加 藤 一 樹

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、横手市沼館土地改良区から申請があった定款変更について、平成24年5月1日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

特定調達契約について次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、公示する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 随意契約に係る物品等の名称及び数量

I C 運転免許証作成用消耗品

物 品 名	購入予定数量
I C 免許証カード（優良用）	345箱
I C 免許証カード（一般用）	275箱
I C 免許証カード（新規用）	60箱
運転経歴証明用カード	6箱
インクリボン（Y）	68箱
インクリボン（M）	68箱
インクリボン（C）	68箱
インクリボン（黒）	68箱
UV C リボン（保護膜）	68箱
オーバーコートリボン	204箱

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 秋田県警察本部会計課 秋田市山王四丁目1番5号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年4月9日

4 随意契約の相手方の名称及び住所

仙台市青葉区本町二丁目1番29号

株式会社東芝東北支社

5 随意契約に係る契約金額

物 品 名	契 約 金 額
I C 免許証カード（優良用）	140,227.5円
I C 免許証カード（一般用）	140,227.5円
I C 免許証カード（新規用）	140,227.5円
運転経歴証明用カード	126,000 円
インクリボン（Y）	25,935 円
インクリボン（M）	25,935 円
インクリボン（C）	25,935 円
インクリボン（黒）	14,175 円
UV C リボン（保護膜）	30,660 円
オーバーコートリボン	13,335 円

6 随意契約の理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定に該当するため。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成24年5月11日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

1 入札に付する事項

(1) 契約の名称及び数量

秋田県警察総合情報システム端末使用機器賃貸借 1式

(2) 契約内容等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間

平成24年10月1日から平成28年9月30日まで。ただし、歳入歳出予算において、この契約に係る金額について、減額又は削除があった場合には、当該契約期間を変更することがあり得る。

(4) 借入物品の設置場所

別途指定する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 当該委託契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(3) 秋田県暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しないこと。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

郵便番号010-0951 秋田市山王四丁目1番5号

秋田県警察本部会計課（電話番号018-863-1111）

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成24年5月11日（金）から同年6月19日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。

4 入札執行の日時及び場所

平成24年6月22日（金）午前11時

秋田県警察本部3階第2会議室

5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

7 概要

Summary

1 Complete set of leasing personal computer terminals of general information network of

Akita Prefectural Police

2 Time-limit of tender : 11:00 A.M. 22 June, 2012

3 Contact point for the notice : Finance Section, Police Administration Department, Akita Prefectural Police Headquarters, 4-1-5 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951 Japan
TEL 018-863-1111 ext.2247 (Japanese only)